

事業事前評価表

国際協力機構 東南アジア・大洋州部東南アジア第二課

1. 案件名 (国名)

国名：カンボジア王国

案件名：第七次地雷除去活動機材整備計画

The Project for Improvement of Equipment for Demining Activities (Phase 7)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における地雷除去セクターの現状と課題

カンボジア王国（以下「カンボジア」）は、1991年のパリ和平協定締結から20年以上経った現在も、深刻な地雷・不発弾による汚染が問題となっている。2014年までのベースライン調査等の結果では、依然として、地雷・不発弾汚染地域が全国で約2,839 km²と見込まれており、このような汚染地域の多くは国民の大半が居住する農村部に集中している。地雷・不発弾による死傷者数は減少傾向にあるが、2014年は154名の被災者が発生しており（「カンボジア地雷対策庁月次報告書（2015年8月）」）、依然住民の安全及び同国の社会経済発展の観点から地雷除去は喫緊の課題である。

(2) 当該国における地雷除去セクターの開発政策における本事業の位置づけ及び必要性

カンボジア政府は、1999年に「対人地雷禁止条約」を批准し、2019年を期限として同条約で義務付けられた埋設地雷の除去に向けて「地雷対策国家戦略（2010－2019年）」を遂行している。また、同国の開発戦略である「四辺形戦略」の4本柱の一つ「農業セクター振興」の中で地雷除去を重点課題として位置付け、「国家開発戦略目標（2014－2018年）」の中でも地雷除去は優先事項として取り上げている。

以上のとおり、「第七次地雷除去活動機材整備計画」（以下「本事業」という。）は、カンボジアにおける地雷・不発弾に起因する課題解決に寄与し、これらカンボジア政府の国家戦略に合致する。

(3) 地雷除去セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績

「対カンボジア国 JICA 国別分析ペーパー（2014年3月）」においてカンボジア地雷対策センター（Cambodian Mine Action Centre。以下「CMAC」。）の活動に対する継続的な支援が重点課題であると分析しており、「対カンボジア王国国別援助方針（2012年4月）」においても、地雷除去は重点分野「社会開発の促進」の中の「対人地雷除去」に位置付けられ、「地雷対策国家戦略（2010－2019年）」の目標達成を支援することを掲げており、本事業はこれら分析、方針に合致する。

我が国は、カンボジアの地雷除去活動を担う公的機関の CMAC に対して、1998 年度の無償資金協力「地雷除去活動機材整備計画」から 6 度（1999 年度、2002 年度、2004 年度、2008 年度、2010 年度）に亘る機材整備支援や、2 度（2009－2013 年、2013－2016 年）の紛争予防・平和構築無償資金協力「地雷除去活動強化計画」による機材調達及び同機材を用いた除去活動支援、加えて個別専門家等を派遣し、CMAC の地雷除去活動に係る能力向上に寄与してきた。このような我が国等の支援の結果、CMAC の地雷除去面積は、2003 年の年間約 10.5 km² から 2014 年には約 9 倍の約 97.3 km² まで拡大する等、大きな成果を上げて

いる。一方で、依然として地雷・不発弾汚染地域が多く残存しており、CMAC の地雷除去能力を維持するためには、機材更新を図る必要があるものの、カンボジア政府予算での対応は難しいのが現状である。

(4) 他の援助機関の対応

JICA が地雷除去活動機材を支援しているのに対し、主に、UNDP が残存する地雷・不発弾汚染地域を把握するためのベースラインサーベイを、米国・ドイツが活動経費（地雷除去作業員の人件費等）を支援している。また、HALO Trust、Mine Advisory Group 等の NGO が CMAC と分担して地雷除去活動を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、国立の地雷除去機関である CMAC に対し、地雷除去活動に必要な資機材の整備を行うことにより、地雷除去活動の維持を図り、もって対人地雷の除去を通じた社会開発の促進に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

カンボジア全土に散在する地雷汚染地域

(3) 事業概要

1) 土木工事、調達機器等の内容

【機材】過去に調達した地雷探知機（729 台）、灌木除去機（9 台）、高深度用埋設物探知機（62 台）、車両（ピックアップトラック（50 台）、ステーションワゴン（35 台）、地雷用防護衣（450 着）等の更新

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計及び調達監理に係るコンサルティング・サービス。なお、本事業で調達する機材は全て過去に調達した老朽機材の更新であり、CMAC はこれら機材の操作・維持管理能力を有しているため、ソフトコンポーネントは実施しない。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 13.81 億円(概算協力額(日本側)：13.72 億円、カンボジア国側：0.09 億円)

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2016 年 3 月～2017 年 8 月を予定（計 18 ヶ月。詳細設計、入札期間を含む）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

カンボジア地雷対策センター（Cambodian Mine Action Centre）

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進

特になし。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）

特になし。

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担

米国・ドイツ等の他ドナーが活動経費（地雷除去作業員の人件費等）を支援しており、機材調達を支援している本事業とは相互補完的な関係にある。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件

事業実施の前提条件：CMAC の活動経費・管理費等が確保される。

(2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

特になし。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

対カンボジア無償資金協力「第五次地雷除去活動機材整備計画」（2008 年度）の事後評価結果等では、CMAC の機材・スペアパーツ購入を支援するドナーは限られており、地雷除去活動の維持のため、CMAC が同国政府への定期的な予算配分を要請することが必要との教訓を得た。

(2) 本事業への教訓

本事業では、これら教訓を生かし、CMAC に加えて、CMAC への予算配分等を行っている関係省庁（経済財務省、閣僚評議会等）に対して CMAC への予算配分方針・状況を確認の上、活動に必要な予算手当の要請等を行いつつ、本事業の計画を策定し実施する。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

本事業は、地雷除去活動の資機材を整備することにより、同国の「対人地雷禁止条約（オタワ条約）」の目標達成を促すものであり、カンボジアの開発課題及び我が国の援助方針に合致している。また、我が国が 2014 年 6 月モザンビーク（マプト）で開催された同条約の第 3 回検討会議にて発表した支援のアプローチの中の一つである「深刻な地雷・不発弾被害国の除去活動への継続的支援」にも合致している。カンボジアでは依然として毎年 100 人以上の地雷・不発弾による被災者が発生し、人道上の観点からも、本事業を通じ個人の尊厳、生命、生活に対する脅威への対応が必要であり（「人道上のニーズ」）、無償資金協力として本事業の実施を支援する必要性及び妥当性は高い。

(2) 有効性

1) 定量的効果

指標名	基準値 (2014 年までの実績値)	目標値 (2019 年まで) 【事業完成 2 年後】
CMAC が実施した地雷・不発弾除去面積（累積）(km ²)	525.8	825.8
CMAC が実施した技術調査により土地利用解禁となる面積（累積）(km ²)	105.4	405.4

2) 定性的効果

- ・ 調達機材の地雷除去活動への持続的な活用による、CMAC の地雷除去活動能力の維持
- ・ 対人地雷除去を通じた農業・農村開発分野等の社会開発の促進

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

6. (2) 1) のとおり。

(2) 今後の評価のタイミング

- ・ 事後評価 事業完成 2 年後

以 上